平成２４年（フ）第３８号
三重県伊勢市宮後３丁目７番63号
債務者　山下　浩子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
松江市玉湯町玉造1331番地
債務者　沖　　和博
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７７号
松江市玉湯町玉造1331番地
債務者　沖　　幹子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７７号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎４丁目８番31号　アバンサール106号室
債務者　岡田　祐紀
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
沖縄県那覇市曙３丁目５番２号　コーポ桃原301
債務者　勝連　育子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１９号
岩手県奥州市水沢区字虚空蔵小路15番地　ソラーナＡ号棟
債務者　佐藤　正明
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第５０８号
埼玉県羽生市大字藤井下組609番地６、破産手続申立時の住所埼玉県幸手市緑台１丁目15番地９号　緑台ハイツ101
債務者　長島　慎司
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５６１号
埼玉県幸手市北２丁目20番16号
債務者　梅田　四郎
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５６２号
埼玉県幸手市北２丁目20番16号
債務者　梅田　光子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５９３号
埼玉県川口市芝園町３番３―1529号
債務者　志茂　淳一
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６１３号
埼玉県蕨市南町１丁目41番４号　バチェラーＭＫＣ203号
債務者　田頭　和子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６５３号
さいたま市南区四谷３丁目９番26号　コーポ四谷101号
債務者　田中　妙子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
埼玉県八潮市大字柳之宮78番地６　グランシードＫＡＮＯＡ102
債務者　水野夕起夫こと　李　夕起夫
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
埼玉県八潮市大字柳之宮78番地６　グランシードＫＡＮＯＡ102
債務者　西塚　春菜
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
埼玉県草加市青柳２丁目27番26―203号
債務者　石川　栄子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目３番16号　ベルメゾンＭ１―205
債務者　高田　裕二
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目12番16号　ファミール101―105号
債務者　富田　君江
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係